

多賀城市復興推進計画

平成29年10月11日
宮城県多賀城市

1. 計画の区域

多賀城市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の地震及びそれに伴う津波により、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害が生じた。本市においては、188人が犠牲になり、1万2千人以上が避難を強いられた。物的な被害は1,746世帯の住宅が全壊し、一部損壊も合わせると11,855世帯の住宅に被害が生じた。社会インフラへの被害も甚大であり、市庁舎をはじめ学校施設、社会福祉施設等の公共施設等被害総額は約55億円にのぼるものである。震災被害にあった企業の9.2%は市外への移転又は廃業を検討しており、雇用の不安定化が懸念され、地域経済及び市民生活に不安が生じている状況にある。

このような中、本市の中核的産業を担い得る企業の進出及び設備投資を支援することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3. 計画目標のために推進しようとする取組みの内容

地域経済の活性化と雇用機会の創出を図るため、本市の中核的な産業である飲食料品卸売業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に新しく立地する生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合（以下「対象事業者」という。）が、さんみらい多賀城・復興団地において多賀城ベジタブルセンターを新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

飲食料品卸売業は本市の卸売業・小売業において年間商品販売額で占有率第5位を占める中核的な産業である。また、本事業は年間約45億円売上げを見込んでおり、同業において約99%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出についても新規雇用者70人の雇用

創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は本計画の目標である「本市の中核的産業を担い得る企業の進出及び設備投資を支援することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ること」を達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者による本事業は、市外からの投資であり、年間売上高45億円、新規従業員数70人を見込む大規模な事業である。東日本大震災による企業の市外移転や廃業のおそれがある本市において新たな事業者の進出は地域における経済活動の活性化をもたらし、多くの人在那里で働くことにより既存の地域経済にも事業の効果が波及していくことで、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、本市、宮城県、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とする多賀城市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。